

2025年1月22日

お客様各位

ハウスプラス中国住宅保証（株）

現行基準での確認申請受付期限並びに新法対応審査開始について

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

さて2025年4月1日からの建築基準法等の改正に伴い、建築確認申請等の手続きが煩雑化し、審査機関での申請混雑が予想されております。

弊社におきましては、現行基準での確認申請（2025年3月31日までに確認済証が交付され、同年3月31日までに着工する物件）の申請受付期限を、申請混雑を避けるため、下記の通りとさせていただきます。

なお、大型物件や特需な条件下でのご申請物件につきましては、2025年3月31日までに交付出来ない場合もございますので、当社窓口にて個別にご相談を頂きますようお願いいたします。

■ 旧法による事前相談申請受付期限：2025年2月21日（金）

※郵送の場合も同日までにご送付ください。

また、新法対応物件（2025年4月1日以降の着工分）の確認申請については、1月中に弊社ホームページにて新法対応の確認申請書を掲載予定です。

新法対応の事前相談物件につきましては、新法対応用の申請書式にてご申請いただきますようお願いいたします。

なおこの場合、本受付日（交付及び料金の請求も含む。）は、2025年4月1日以降となります。

また、旧法書式でご申請頂いていたもので、3/31までに本受付に至らない場合には、申請書をお新書式へお差替えていただくとともに、新法に対応した申請図書にさせていただく必要がございます。ご注意くださいますようお願いいたします。

以上